

Title	モロッコ問題
Sub Title	
Author	内藤, 智秀(Naito, Chishu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.4 (1925. 12) ,p.77(545)- 85(553)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19251200-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19251200-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# モロツコ問題

## 一、緒言

世界現代史の基調核心となり、其根柢に力強く流れて居る三大思潮即ちヴォルゼイズム、インダーナシヨナリズム、及ナシヨナリズムの内、此第三のナシヨナリズムは最も根強く現代人類社會の各種の運動の基礎となつて居る様に思ふ。殊に近時回教諸國間に勃發する各種の運動には特に此ナシヨナリズムの分子が濃厚に含まれて其本質的な基本目標となつて居る様に思はれる。

然し人類社會の活動を純なる一のイズムによつて分類して見る事は可成り大膽な企圖である。即ち一社會の運動が表面に顯はれ、之が社會の耳目に觸れる様になる間には随分多くの不純なる思想

的分子も必ずや包含せらるべきである。それ故人類社會の活動の推移を研究の對象とする歴史學は極めて複雑で討究に困難を感ずる譯である。

けれども、他の一方から考察すると、此種の憂は總べての科學に於てある事で、只だ其複雑な分子の比較的多いものと、尠いものとの程度の差こそあるけれども、比較的等しきものを等しいと云ひ、比較的純なるものを純なりと云ふ事は、一般の科學に於て普通許されて居る事である。例へば去年の柿の木の葉は嚴格に云へば今年の柿の木の葉とは明に異なる。又等しく今年の柿の木も其の一本の同一の枝について居る葉でも、全然等しい葉は決して二つとない筈である。けれども植

物學では、之れを同一名稱の下に含め、一の細目の内に納めて居るのである。此の意味に於て、史學に於ても、亦人類社會の行動のうち、民族主義的色彩の濃厚なる運動は、之れをナショナリズムの分類の中に一括して論ずる事は、決して不合理ではないと思ふ。

此見界から私は一九二三年八月から翌一九二四年六月に至る十ヶ月間に主として回教を奉ずる民族の居住する諸國に旅し、其體得した各種の知識を總合し、現代回教諸國の人類社會に行はるる各種の社會運動は殆んど全部民族主義的なものでザオルセイズム及インターナショナルリズムの傾向を滯びる事があつても、それはナショナルリズムの傾向と較べて、極めて稀薄なものであると考へ、同時に回教諸國に於ける赤化運動並に國際運動は彼等回教民の本質に背馳するもので其失敗に歸せんとしつゝあるのは當然の成行きであると思考し

て居る。今日我國には餘り紹介されてないモロッコ問題を捕へて見ても其傾を覗はれると思ふから左に之を簡単に説明して見たいと思ふ。

## 二、モロッコ問題と西班牙

西班牙は第十三世紀に於て、モロッコに於けるモリア人を驅逐し、第十五世紀に於ては、モロッコの各地方を占領し、一八六〇年、テツアン條約により、クイタ及大西洋沿岸の地點を得たのであつた。其後一八六二年以來、之に關し條約を締結する事十回に及んだ。

即ちモロッコ問題は、西班牙政界多年の難問題で、外交上軍事上將又財政上、西班牙の國運に及ぼす影響重大であるので、歴代の政府は國力を傾注して、同保護領の征服に當つたが、モロッコ土人軍の反抗強硬で、勇敢なる彼等は、數門の大砲と多大の武器彈藥とを擁して西班牙數萬の軍隊に對抗し、一九二一年七月以來屢々西班牙軍を危地

に陥れ形勢頗る重大となつたので、西班牙政府は漸次兵員を増派し、西班牙保護領全地方に駐在する兵數一九二二年三月に於ては十六萬を數へ、之が爲日々五百萬ペセタ(略我が百萬圓)を要した。

仍て一九二三年に至り從來西班牙の對モロッコ政策が軍政によつて居つた事を不可とし、同年一月十九日モロッコに於ける軍司令官を廢し、軍事顧問官を有する最高文官委員に軍隊の指揮權を與へる事とし、二月十六日首相シルベを其委員に任命した。斯様にして銳意暴徒の鎮壓に従事したが一向に其效なく同年八月リフ共和國の獨立宣言が發せられた爲(西班牙は未だ之を承認しない)九月西班牙の内閣は倒れ、ブリモ・デ・リベラ大將の軍事執政政府の成立を見るに至つたのである。

抑々西班牙國軍事執政政府成立の理由は、其成立以前の舊制度が齎した秕政の改革と、之が爲政者であつた政黨者の責任の糾彈にあつたが、其成

立以來今日に至る迄、既に一ヶ年餘の時日を経過せるに拘らず、唯單に立法院の解散、行政府の刷新により、政黨者の排斥をなし、他方憲法の中止を繼續するのみで、軍事執政政府成立の主要政綱の一たる對モロッコ策に關し確固たる政策がなかつた爲、昨年八月頃からリフ共和國の樹立を聲明しを蕃族アブド・エル・クリムの指喉により、西モロッコの各地に各土族一齊に蜂起し、西軍駐在の各地を襲撃したのであつた。

此アブド・エル・クリムの最近の勢は破竹の有様で、西班牙領モロッコの回教聖地たるセンユアンをも侵略したので、此地に蟠居して永く西班牙軍の手先きを勤めて居たセバラ族の首長ライシユリも亦其形勢が不利なるを見て、西班牙に裏切り、友情を敵意に換へ、アブド・エル・クリムと協同動作を試み、西班牙に對して反旗を翻した。それ故西班牙現政府は斷乎としてモロッコの鎮壓を行ふ

事に決し、昨年九月から執政政府會議を二分し、其一部はアガス海軍少將を臨時執政長官としてマドリッドに止め、他は執政長官リベラ自ら之れを率ゐて、テツアンに於て直接其討伐の任に當る事となつた。然るに昨年十二月末の情報によると、西班牙のモロッコ出征軍死傷略二萬、捕虜七千を出し、其軍隊中略三千人歸國の途につき、他の部隊も亦テツアン及ライシエに引上げるの苦境に陥り、今日迄西班牙に友情を示して居た他の回教部落も敵方に参加せんとする狀況となつた。

西班牙側としても人命及財政上多大の犠牲を拂つたのであるから、此失敗は或は現政府の進退及王政に變化を及ぼすが如き事ないとも限らない。現に西班牙政府は現政府に不利な記事を掲ぐる外國新聞、中にも比較的正確を得たるル・タンの如きさへ檢閲の上其移入を禁じ、西國革命派の一派で曾て大震災當時日本を見舞つたイバニエイスの如

きは佛國に亡命して現西國政府に反對し、且其徒黨は現政府反對派と呼應して、飛行機を以て北部西班牙地方に於て現政府反對及帝政顛覆の激文を散布した事を見るも、モロッコ問題に關聯する西班牙の將來は相當留意を要すべきであると思ふ。只其後本年に入つてリフ共和國の首魁クリムの破した爲に、小康を得つゝある様な次第である。

### 三、モロッコに於ける佛國の地位

佛國は一八三〇年のアルゼリア征服以來、モロッコに對し密接な關係を有するに至り、一八四五年ララ、マルニア條約の締結により、モロッコ及アルゼリアの境界線を確定し、其後一九〇四年の英佛倫敦條約及佛西取極、一九〇六年のアルヂエシラス議定書、一九〇九年の佛獨取極、一九一一年の佛獨取極、一九一二年のフェツズ條約及佛西條約、一九一九年のヴェルサイユ條約等により、南部モロッコに於ける佛國の地位が確立した。

次で佛國は在來の條約によりタンデエ地帯が、國際管理に置かれたるに對し、同地帯は單に一九〇四年の英佛、西佛兩條約に依り特殊制度を設くべき制限あるのみで、西班牙領以外のモロッコの地方と等しく、佛國の保護を受くる土地であると主張し、遂に一昨年タンデエ條約を英佛西三國間に締結するに至つた。

佛國モロッコに於ける地位は一見安全な様に見えるが、其實佛國軍隊は昨年八月佛領モロッコに於ける叛軍に對し攻撃を加へ、又十二月中旬にはモロッコ國境に沿へるヴェサン地方に叛亂が起つた事實がある。従つて西班牙領モロッコの状況の不安定によつて、最も多く打撃を蒙るのは佛國であるから、昨年十一月佛國首相エリオは英國外相チエンバレンと會見して、一九〇四年の英佛協定に基き、英國をしてモロッコに於ける佛國の自由行動を認めしめ、佛國は交換條件として英國が埃

及に於て自由行動をとる事を認めた。更に西國政府に對しては、西班牙領モロッコの政情並將來の方針を問合せ、又萬一の場合には西領モロッコと佛國モロッコとの境界線を防備するに必要な準備を整へ、他方佛國諸新聞が、西班牙の現軍事政府に對し、反感的の記事を掲載した事を取締ると共に、佛國に滞在中のブランコ、イバニエリス以下西班牙革命家其他佛國の同類に對し、特別の監視を附する等百万萬善の策を講じて居た。

#### 四、タンデエ協約

タンデエ問題に關する英佛西三國の専門家委員會は、一九二三年六月二十九日より英國外務省に於て開催され、三國間にタンデエ協定の基礎を見出し、右協議成立後更に三國代表者より成る本會議を開催する事としたが、英國側が依然として、同地域のインターナショナルリゼーション（戰時中立を含む）を主張するに對し、佛國側は大戦前之

に同意した態度を翻し、同地域がモロッコ王主權の下に屬するを主張し、事實上之を自國の保護領下に置かんとし、西班牙は同地域を自國の勢力範圍内に收めんと欲した爲め、協定が成立しないで止んだ。次で一九二三年九月中旬に至り、巴里に於て英佛首相會見の結果、九月二十八日から右專門家委員會再開され、英佛西三國間に妥協成立した結果、遂に十月二十二日から巴里に於て三國代表者よりなる本會議が開かれ、タンヂエ協約が調印された。そして此協約は一九二四年五月十四日英佛西三國の批准寄託が濟んだ。且此協約の内容を述べると左の通りである。

一、英佛西三國は本協約によりタンヂエに關する一九〇四年の協約に豫見された制度を設置することに一致する。

二、サルタンの主權維持に關する佛國の主張を承認し、サルタンはマンドゥブをして回教徒

及猶太教徒の行政を掌らせる。

三、英佛西三國人よりなる混合裁判所を設置し原則として佛西の勢力範圍内に於ける法律を適用しサルタンの名にて司法權を行使する。

四、在留歐洲人に對する行政は、六ヶ年の任期を有する長官之を行ふ。右最初の行政官は佛蘭西人を任命し、衛生問題を擔當すべき西班牙人及財政問題に當るべき英國人各々一名を右長官の補佐役として任命する。

五、國際立法議會を設け、モロッコ回教僧正マンドゥブを其議長とする。右議會には佛西人各四名、英人三名、伊人二名、白、葡、蘭、米人各一名、回教徒六名、猶太教徒三名より成り、右立法議論は廣汎な權限を有するが、立法其他の決定は監督委員會の承認を経る必要がある。

六、右監督委員會はアルジェシラス條約調印國

の領事より成り、本協約の履行及タンデエの經濟的自由の確保並其戰時申立の保障を其任務とする。

七、現在の軍事地帯は之れを廢止し、之に代りに二百五十名よりなる土人憲兵を以てする。

右憲兵の指揮は白耳義人に之れを委任し、佛西兩國人之れを補佐する。

八、モロッコ法<sup>フラン</sup>を以て通貨とするが、西班牙のペセタにも支拂能力を與へる。

五、モロッコ問題に對する伊太利の態度

タンデエ協約締結に際し、伊國は(一)、一九〇六年及一九一〇年のアルジエシラス條約は今尙ほ有效であるから伊國も亦右會議に参加すべき權利を有すること。(二)英國はモロッコの保護者でないに拘らず同協約締結に参加せる以上、地中海岸の大國たる伊國の参加し得ない理由のない旨を指摘して、右に参加する事を要望したが容れられな

かつた。従つて右の協約に對し伊國が不滿の念を抱いた模様で、モロッコ問題に對する伊國の態度は注目に値するものである。

#### 六、モロッコ問題と米國の主張

米國政府は一九二三年九月二十一日英佛西三國政府に對し、タンデエの門戶開放を主張せる同文通牒を發し、同年十月二十三日再び同一の聲明を繰返し、更に一九二四年七月十二日在米英佛兩國大使に對し、タンデエの門戶開放及米國人の衡平待遇に關し、適確な保障を得るならば協力を惜まない旨通告する所があつた。

#### 七、結言

右は單にモロッコ問題だけの叙述に過ぎない。然し是れだけを考察しても、其渦亂の中心を力強く流れて居る思潮は明かに國民主義的なものである事が知悉される。即ち米國及英國の國際主義化しようとした努力は、遂に各種の妨害の爲に其目

的を貫徹する事出来ず、佛國及西班牙の帝國主義化しようとした主張も其効果を擧げる事が出来なかつた。其結果としてタンヂエ條約の各條項中にもサルタンの主權維持、回教徒や猶太教徒の行政は回教僧正たるマンドウブが掌る事、司法權はサルタンの名に據つて行使される事、國際立法議會の議長には回教僧正が當る事、其他軍事地帶を廢して二百五十人の土人憲兵が之れに代る事、或はモロッコ法<sup>フレン</sup>を通貨とする等國民主義即ち民族主義的色彩の極めて濃厚な事が推知されるのである。

然し此締結された條約面にも未だ二三國際的傾向を伴ふ條項が残つて居るので、此條約が締結され且實施された後でも、モロッコ民族は更に其不斷の努力を續け、是れを除去しようとして昨年以來特に其ストラッグルを續けて居るわけである。

右の外、回教諸國の社會運動を一覽するに、埃及に於けるザグルル・パシヤ一派の反英的運動、

希臘に於けるベニゼロス派の大希臘主義、土耳其に於けるケマイル・パシヤ一派の國民運動、イラクに於ける近時の反英的努力、波斯に於ける排外的な各種の運動、乃至は印度に於けるガンディー及ダス一派の非協力運動等は一々説明する必要のない程、民族運動の表現である事が周知の事である。殊に近時クルヂスタンに於て、ケマイル一派に對し反旗を翻す様になつた所謂土耳其の内亂は等しく民族運動であつて、ケマイル一派の國民主義的主張の中に包含されるヴォルセイズムの分子を除去しようとする努力であり、波斯の共和運動が失敗し、リザ・カーンの新王朝樹立の勢が日に盛んになりつゝあるのも、等しくヴォルセイズムの分子を幾分加味して居た波斯の民族運動を純なる波斯民族の民族主義的運動としようとする努力であると觀察するより外ないのである。

斯くの如く現代回教諸國には國際主義及ヴォル

セヴイズムを排する純なる民族主義的思潮が旺盛で是れを基調とする各種の社會運動が最も其勢力を占めて居る。顧みて日本の現状に及ぶと、我國にも此三大思潮が相當に勢力を得つゝある様に思ふ。然し我が國民は亞細亞民族ではあるけれども回教民族ではない。それ故吾人は日本民族に回教民族同様の此結論を下す事は敢てしないけれども我が國民も亞細亞民族であつて回教民族との共通點が多く、ラテン族アングロ・サクソン族スラヴ族等に比し比較的多く回教民族に似通つた點を具有する様に思ふ。換言すれば我が國民にも回教國民の如くヴオルセヴイズム・インターナショナルリズムを排してナショナルリズムに傾かうとする國民性をも比較的濃厚に把持して居る様に思考される。

回教諸國に於ける新露國の赤化運動は、殆んど失敗に歸し、又は失敗の推移をたどりつゝあるは前言せる如くである。新露國のモスコイにある東

方課でも、以前から是等の關係を悟つて、各種の變つた施設を試みて居たが、遂に今日に至るまで彼等の豫想した如き効果を擧げる事は出来ない。此の意味に於て、新露國タダスケンドの勞農大學に於て數百人の支那留學生を教育し、是れを支那其他の各地に派遣して、豫ての主張たる其ヴオルセヴイズムを極東の各地に宣傳しようとする苦心して居る努力の結果については吾人は殊に留意したいと思ふ。殊に支那には二千萬人に餘る回教徒はあ

るけれども支那民族の九割五分は非回教徒で亞細亞民族である。即ち現代回教徒の社會運動には民族主義が基調となつてアンチ・ヴオルセヴイズムの傾向があるとの吾人の結論が更に演繹して一般現代亞細亞民族の社會運動に對しても同様な結論を下し得るや否やは更に攻究したいと思ふ。

内 藤 智 秀